

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会  
福岡県特定最低賃金専門部会 合同会議

資料目次

資料No. 1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
資料No. 2	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 福岡県特定最低賃金専門部会 委員名簿(5部会)	3
資料No. 3-1	福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業 鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程	9
資料No. 3-2	福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程	11
資料No. 3-3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程	13
資料No. 3-4	福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー 最低賃金専門部会運営規程	15
資料No. 3-5	福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車(新車)小売業 最低賃金専門部会運営規程	17
資料No. 4	令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況	19
資料No. 5	令和2年度 最低賃金改正審議状況(とりまとめ表)	21
資料No. 6	福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ	23
資料No. 7	福岡県特定最低賃金の改正決定について(諮問)(写)	25
資料No. 8	福岡県の最低賃金改定の推移	27
資料No. 9	令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(5業種)	29
資料No.10	令和3年度 地域別最低賃金時間額答申状況	35
資料No.11	特定最低賃金額と一般賃金水準との比較(福岡県)	37
資料No.12	2021 春季生活闘争 第7回【最終】回答集計結果(連合福岡)	39
資料No.13	2021 年春季労使交渉・賃金改定回答一覧【最終集計】(福岡県経営者協会)	45
資料No.14	県内経済の動向 -令和3年8月- (福岡県)	49
資料No.15	福岡県鉱工業指数月報 -令和3年6月- (福岡県)	65
資料No.16	福岡市・北九州市の消費者物価指数(福岡県)	73
資料No.17	雇用失業情勢主要指標(福岡労働局)	75

福岡地方最低賃金審議会  
第52期委員名簿

資料番号  
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)  
(令和3年5月28日任命) ※1  
(令和3年6月23日任命) ※2  
(令和3年7月19日任命) ※3

区分	氏名	現職	
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士	
	富山 敦	弁護士	
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授	
	◎平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授	
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授	
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長	
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員	※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長	
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長	
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長	
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長	
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事	※2
	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事	
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事	※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事	

(注)◎は会長、○は会長代理である



令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	のだ きよこ 野田 小夜子	社会保険労務士
	はら しづこ 原 志津子	弁護士
	まるたに こうすけ 丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	いしばし こういち 石橋 浩一	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	のなか あつし 野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	みしま しんいち 三島 慎一	アステック入江労働組合 組合長
使用者代表委員	さかもと なおき 坂本 直記	吉川工業株式会社 人事室長
	なかむら としたか 中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	むた みちひこ 牟田 惣彦	三島光産株式会社 総務部総務グループリーダー

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	とみやま あつし 富山 敦	弁護士
	ひらい きわこ 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	みやざき ひさゆき 宮崎 久幸	公認会計士
労働者代表委員	おきなか さとし 沖中 聡志	パナソニック アプライアンス労働組合 福岡・佐賀地区支部 執行委員長
	おだ すくる 小田 卓	西部電機労働組合 執行委員長
	くぼ たかし 久保 隆志	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	おがた せいごう 緒方 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	たかまつ ゆうた 高松 雄太	株式会社安川電機 人事労務本部 人事労務改革部長
	よしおか ひでき 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	つる 鶴 利絵	弁護士
	なかの 中野 由美子	社会保険労務士
	ひらい 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
労働者代表委員	にしむら 西村 わたる 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	はまさき 濱崎 たけひろ 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
	よしむら 吉村 じゅんじ 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協議長
使用者代表委員	たかはし 高橋 しんすけ 辰輔	日産自動車九州株式会社 人事・渉外部 人事課 主管
	つばね 坪根 けんたろう 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	よしおか 吉岡 ひでき 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	たかた あすか 高田 亜朱華	弁護士
	のだ きよこ 野田 小夜子	社会保険労務士
	ひらき しんお 平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授
労働者代表委員	いふく まきる 井福 優	イオン九州ユニオン 中央執行副委員長
	こにし えいじ 小西 英二	UAゼンセン福岡県支部 次長
	ほんだ えいじ 本田 英治	三越伊勢丹グループ労働組合 岩田屋三越支部 執行委員長
使用者代表委員	かねこ りょうすけ 金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長
	こばやし けんすけ 小林 謙介	株式会社博多大丸 取締役 業務統括部長 兼 業務推進部長
	なかむら としたか 中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）  
小売業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	かやぬま みか 萱沼 美香	九州産業大学 経済学部 教授
	たかた あすか 高田 亜朱華	弁護士
	つねかわ もとし 恒川 元志	弁護士
労働者代表委員	いわや ひでたか 岩屋 英幸	福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	さとう えいいち 佐藤 栄一	福岡日産自動車労組 執行委員長
	よしただ かずや 吉武 和也	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売福岡・ 大分支部 支部執行委員長
使用者代表委員	かわくぼ しょういち 川久保 正一	福岡トヨペット株式会社 常務取締役
	さかい まさよし 境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	なかむら たかふみ 仲村 崇文	福岡日産自動車株式会社 管理本部副本部長補佐





福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー  
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。



(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会運営規程

（規程の目的）

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号

NO. 4

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働者割合  $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特定 最低賃額 (D)	(参考) 率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

## 令和2年度 最低賃金改正審議状況（とりまとめ表）

福岡労働局

	地域最低賃金	特定最低賃金		
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
産別最賃改正決定申出日	—	R2. 6. 22	R2. 6. 29	R2. 6. 30
特定最賃改正決定の必要性の審議	—	特定最賃改正決定の必要性の諮問 R2. 7. 27 運営小委員会 R2. 8. 18 (関係労使意見聴取、必要性ありの報告決定) 特定最賃改正決定の必要性の答申 R2. 8. 18		
改正決定の諮問	R2. 6. 30	R2. 8. 18		
第1回専門部会 (合同会議)	R2. 7. 27	R2. 9. 17		
第2回専門部会	R2. 7. 29	R2. 9. 29 【最初の金額提示】 労：+3円 使：引上げなし(0円)	R2. 9. 24 【最初の金額提示】 労：+9円 使：引上げなし(0円)	R2. 9. 24 【最初の金額提示】 労：+16円 使：引上げなし(0円)
第3回専門部会	R2. 7. 31	R2. 10. 2	R2. 10. 1	R2. 9. 30
第4回専門部会	R2. 8. 3	R2. 10. 7 (全会一致、専結)	R2. 10. 6 (全会一致、専結)	R2. 10. 6 (0円で採決、決議)
最賃改正答申の年月日	R2. 8. 3	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項
異議申出の状況	有	無	無	無
最低賃金額(時間額)	842円	976円	927円	889円(引上げなし)
引上額	1円	1円	1円	1円
時間額引上率	0.12%	0.10%	0.11%	0.11%
効力発生年月日	R2. 10. 1	R2. 12. 10		

(注) 最賃改正答申の年月日欄にある「審議会令第6条第5項」は、専門部会で全会一致による専結の日が答申日であることを示す。



## 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ

平成14年3月26日

一部改正 平成22年9月10日

福岡地方最低賃金審議会

1. 審議終了時間については、定時（17時）終了を原則とするが、已むを得ない場合（結審予定日等）であっても、遅くとも20時を目途とする。（その後の事務手続き、本審開催を考えると、19時までには採決を行う。）
2. 金額審議において、労使双方の意見調整に努めても全会一致に至らず、最終的に公益委員案を提示し、採決を行わなければならない場合においては、各側委員共、少なくとも採決の定足数を満たすように配慮する。
3. 地域別最低賃金は、10月1日発効、特定最低賃金は、年内発効（統一発効）を目指し、審議日程等を調整する。
4. 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより改正されるべきものであるとの趣旨より、申出者は、関係労使間における事前の協議に努めるものとする。



## 会議の公開に係る申合せ

平成17年8月2日  
福岡地方最低賃金審議会  
福岡県最低賃金専門部会

1. 福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項で部会長が会議を非公開とする場合の中には、金額審議を行う場合も含まれるものとする。
2. 上記専門部会において、原則公開とするのは、第1回専門部会及び現地意見聴取に係る専門部会とするが、会議の中で、金額審議が行われる場合はその段階で非公開とすることが出来る。



資料番号

No. 7

福岡労発基 0817 第 2 号  
令和 3 年 8 月 1 7 日

福岡地方最低賃金審議会  
会 長 平 木 真 朗 殿

福 岡 労 働 局 長  
藤 枝 茂

福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号）



福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		
	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	
福岡県 最低賃金	時間額	692	1.76%	695	0.43%	701	0.86%	712	1.57%	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%	870	3.45%
	引上率	C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C	
	対前年比	10		1		4		10		14		16		22		24		25		26		示さず		28	
	発効日	H22.10.22		H23.10.15		H24.10.13		H25.10.18		H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R元.10.1		R元.10.1		R3.10.1	
製鉄業 製鋼・製鋼 圧延業、鋼 材 製造業 最低賃金	時間額	824	2.23%	828	0.49%	835	0.85%	848	1.56%	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%		
	引上率	18		4		7		13		17		16		22		24		23		25		1			
	対前年比	119.08%		119.14%		119.12%		119.10%		118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%			
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10	
電子部品、デバ イス、電子回 路、電子機器 具、情報通信 機器製造業 最低賃金	時間額	782	1.43%	786	0.51%	793	0.89%	806	1.64%	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%		
	引上率	11		4		7		13		15		16		20		24		24		21		1			
	対前年比	113.01%		113.09%		113.12%		113.20%		112.93%		112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%			
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10	
輸送用機械 器具製造業 最低賃金	時間額	805	1.64%	809	0.50%	816	0.87%	828	1.47%	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	944	0.00%		
	引上率	13		4		7		12		16		16		20		22		21		21		0			
	対前年比	116.33%		116.40%		116.41%		116.29%		116.09%		115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%		112.11%			
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R元.12.10	
百貨店、 総合小売 最低賃金	時間額	755	1.34%	758	0.40%	764	0.79%	775	1.44%	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	889	0.00%		
	引上率	10		3		6		11		15		12		22		22		21		22		0			
	対前年比	109.10%		109.06%		108.99%		108.85%		108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		105.58%			
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R元.12.10	
自動車 (新車) 小売業 最低賃金	時間額	797	1.40%	800	0.38%	807	0.88%	819	1.49%	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%		
	引上率	11		3		7		12		15		16		20		22		23		25		1			
	対前年比	115.17%		115.11%		115.12%		115.03%		114.72%		114.40%		113.73%		113.06%		112.41%		111.77%		111.76%			
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10	



令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(製鉄・鉄鋼)

資料番号  
No.9

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:964円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未満	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	千葉(A)	鉄鋼業	993	995	2	0.20%	2	925		70	107.6%	14,980
2	愛知(A)	製鉄業等	975	976	1	0.10%	1	927		49	105.3%	12,540
3	福岡(C)	製鉄業等	975	976	1	0.10%	1	842		134	115.9%	6,900
4	広島(B)	製鉄業等	969	970	1	0.10%	0	871		99	111.4%	8,950
5	大阪(A)	鉄鋼業	966	968	2	0.21%	0	964		4	100.4%	17,160
6	北海道(C)	鉄鋼業	967	967	● 0	● 0.00%	0	861		106	112.3%	3,680
7	山口(C)	鉄鋼業・非鉄金属等	966	967	1	0.10%	0	829		138	116.6%	8,710
8	兵庫(B)	鉄鋼業	963	964	1	0.10%	1	900		64	107.1%	16,900
9	岡山(C)	鉄鋼業	962	962	★ 0	★ 0.00%	1	834				
10	大分(D)	鉄鋼業	947	951	4	0.42%	2	792		159	120.1%	3,290
11	和歌山(C)	鉄鋼業	948	949	1	0.11%	1	831		118	114.2%	5,030
12	茨城(B)	鉄鋼業	943	945	2	0.21%	2	851		94	111.0%	9,000
13	宮城(C)	鉄鋼業	923	925	2	0.22%	1	825		100	112.1%	1,780
14	島根(D)	製鋼・製鋼圧延業等	914	922	◎ 8	◎ 0.88%	2	792		130	116.4%	2,520
15	群馬(C)	製鋼・製鋼圧延業等	919	921	2	0.22%	2	837		84	110.0%	1,670
16	青森(D)	鉄鋼業	900	903	3	0.33%	3	793		110	113.9%	1,260
17	神奈川(A)	鉄鋼業	874	874			1	1012	○			
18	東京(A)	鉄鋼業	871	871			0	1013	○			
19	岩手(D)	鉄鋼業、金属線製品等	850	852	2	0.24%	3	793		59	107.4%	1,670
20	三重(B)	銑鉄鋳物等	739	739			1	874	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未満」も当該算定には含めず

令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:894円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	電気機械器具製造業等	965	966	1	0.10%	0	964		2	100.2%	34,140
2	埼玉(A)	電気機械器具製造業等	951	954	3	0.32%	2	928		26	102.8%	34,130
3	千葉(A)	電気機械器具製造業等	951	954	3	0.32%	2	925		29	103.1%	13,820
4	京都(B)	電気機械器具製造業等	936	936	● 0	● 0.00%	0	909		27	103.0%	26,490
5	福岡(C)	電気機械器具製造業等	926	927	1	0.11%	1	842		85	110.1%	20,620
6	静岡(B)	電気機械器具製造業等	919	920	1	0.11%	0	885		35	104.0%	42,260
7	滋賀(B)	電気機械・精密	914	917	3	0.33%	2	868		49	105.6%	28,020
8	山梨(C)	電気機械器具製造業等	913	914	1	0.11%	1	838		76	109.1%	13,830
9	栃木(B)	電気機械器具製造業等	910	913	3	0.33%	1	854		59	106.9%	16,640
10	新潟(C)	電気機械器具製造業等	908	910	2	0.22%	1	831		79	109.5%	19,870
11	群馬(C)	電気機械器具製造業等	908	910	2	0.22%	2	837		73	108.7%	19,210
12	三重(B)	電気機械器具製造業等	905	906	1	0.11%	1	874		32	103.7%	28,400
13	茨城(B)	電気機械・精密	901	904	3	0.33%	2	851		53	106.2%	36,570
14	兵庫(B)	電気機械器具製造業等	900	902	2	0.22%	1	900		2	100.2%	37,020
15	愛知(A)	電気機械器具製造業等	901	901			1	927	○			
16	広島(B)	電気機械器具製造業等	895	897	2	0.22%	0	871		26	103.0%	15,760
17	北海道(C)	電気機械器具製造業等	894	895	1	0.11%	0	861		34	103.9%	6,720
18	愛媛(D)	電気機械器具製造業等	892	895	3	0.34%	3	793		102	112.9%	4,060
19	長野(B)	電気機械・精密	892	894	2	0.22%	1	849		45	105.3%	56,700
20	山口(C)	電気機械器具製造業等	892	893	1	0.11%	0	829		64	107.7%	3,540
21	神奈川(A)	電気機械器具製造業等	890	890			1	1012	○			
22	徳島(C)	電気機械器具製造業等	885	888	3	0.34%	3	796		92	111.6%	9,460
23	岐阜(C)	電気機械器具製造業等	886	887	1	0.11%	1	852		35	104.1%	13,560
24	香川(C)	電気機械器具製造業等	883	886	3	0.34%	2	820		66	108.0%	5,140
25	奈良(C)	電気機械器具製造業等	882	883	1	0.11%	1	838		45	105.4%	1,120
26	岡山(C)	電気機械器具製造業等	878	878	★ 0	★ 0.00%	1	834				
27	石川(C)	電気機械器具製造業等	868	870	2	0.23%	1	833		37	104.4%	11,110
28	宮城(C)	電気機械器具製造業等	862	864	2	0.23%	1	825		39	104.7%	15,600
29	福井(C)	電気機械器具製造業等	857	857	★ 0	★ 0.00%	1	830				
30	富山(B)	電気機械器具製造業等	849	851	2	0.24%	1	849		2	100.2%	12,350
31	山形(D)	電気機械器具製造業等	843	846	3	0.36%	3	793		53	106.7%	16,220
32	佐賀(D)	電気機械器具製造業等	836	839	3	0.36%	2	792		47	105.9%	7,000
33	長崎(D)	電気機械器具製造業等	833	837	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		44	105.5%	6,720
34	秋田(D)	電気機械器具製造業等	833	836	3	0.36%	2	792		44	105.6%	7,360
35	熊本(D)	電気機械器具製造業等	832	836	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		43	105.4%	11,850
36	大分(D)	電気機械器具製造業等	832	835	3	0.36%	2	792		43	105.4%	13,440
37	福島(D)	電気機械器具製造業等	833	834	1	0.12%	2	800		34	104.3%	27,390
38	青森(D)	電気機械器具製造業等	829	833	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		40	105.0%	6,620
39	東京(A)	電気機械・精密	829	829			0	1013	○			
40	島根(D)	電気機械器具製造業等	822	825	3	0.36%	2	792		33	104.2%	7,060
41	岩手(D)	電気機械器具製造業等	818	820	2	0.24%	3	793		27	103.4%	11,900
42	鹿児島(D)	電気機械器具製造業等	812	815	3	0.37%	3	793		22	102.8%	13,530
43	鳥取(D)	電気機械器具製造業等	807	809	2	0.25%	2	792		17	102.1%	8,210
44	宮崎(D)	電気機械器具製造業等	800	803	3	0.38%	3	793		10	101.3%	8,850
45	高知(D)	電気機械器具製造業等	793	793	★ 0	★ 0.00%	2	792				

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経っていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未済」も当該算定には含めず。

令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:944円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未滿	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	兵庫(B)	輸送用機械器具製造業	975	978	3	0.31%	1	900		78	108.7%	12,800
2	大阪(A)	自動車・同附属品製造業	969	970	1	0.10%	0	964		6	100.6%	14,110
3	埼玉(A)	輸送用機械器具製造業	961	966	5	0.52%	2	928		38	104.1%	45,500
4	愛知(A)	輸送用機械器具製造業	955	957	2	0.21%	1	927		30	103.2%	275,530
5	香川(C)	輸送用機械器具製造業	953	956	3	0.31%	2	820		136	116.6%	3,670
6	静岡(B)	輸送用機械器具一般機械	950	951	1	0.11%	0	885		66	107.5%	106,980
7	京都(B)	輸送用機械器具製造業	947	947	● 0	● 0.00%	0	909		38	104.2%	7,850
8	福岡(C)	輸送用機械器具製造業	944	944	● 0	● 0.00%	1	842		102	112.1%	22,870
9	三重(B)	輸送用機械器具製造業	941	942	1	0.11%	1	874		68	107.8%	34,320
10	愛媛(D)	輸送用機械器具製造業	935	938	3	0.32%	3	793		145	118.3%	5,470
11	山口(C)	輸送用機械器具製造業	936	937	1	0.11%	0	829		108	113.0%	16,040
12	滋賀(B)	輸送用機械器具製造業	934	936	2	0.21%	2	868		68	107.8%	9,850
13	岐阜(C)	輸送用機械(自)	930	932	2	0.22%	1	852		80	109.4%	18,080
14	石川(C)	輸送用機械器具製造業	920	922	2	0.22%	1	833		89	110.7%	3,630
15	岡山(C)	輸送用機械(自)	921	921	★ 0	★ 0.00%	1	834				
16	栃木(B)	輸送用機械器具製造業	917	920	3	0.33%	1	854		66	107.7%	22,000
17	山梨(C)	輸送用機械器具製造業	918	919	1	0.11%	1	838		81	109.7%	3,100
18	広島(B)	輸送用機械(自)	914	915	1	0.11%	0	871		44	105.1%	33,030
19	群馬(C)	輸送用機械器具製造業	908	910	2	0.22%	2	837		73	108.7%	41,650
20	熊本(D)	輸送用機械器具製造業	884	888	4	0.45%	3	793		95	112.0%	9,400
21	島根(D)	輸送用機械器具製造業	879	887	◎ 8	◎ 0.91%	2	792		95	112.0%	1,930
22	大分(D)	輸送用機械器具製造業	875	878	3	0.34%	2	792		86	110.9%	8,450
23	秋田(D)	輸送用機械器具製造業	873	877	4	0.46%	2	792		85	110.7%	2,680
24	長崎(D)	輸送用機械器具製造業	875	875	★ 0	★ 0.00%	3	793				
25	福島(D)	輸送用機械器具製造業	869	870	1	0.12%	2	800		70	108.8%	9,850
26	山形(D)	輸送用機械器具製造業	858	861	3	0.35%	3	793		68	108.6%	4,910
27	神奈川(A)	輸送用機械器具製造業	855	855			1	1012	○			
28	東京(A)	輸送用機械器具製造業	838	838			0	1013	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経っていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未滿」も当該算定には含めず。



令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(百貨店・総合スーパー)

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:865円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未満	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	福岡(C)	百貨店, 総合スーパー	889	889	● 0	● 0.00%	1	842		47	105.6%	15,960
2	石川(C)	百貨店, 総合スーパー	860	865	5	0.58%	1	833		32	103.8%	5,090
3	富山(B)	百貨店, 総合スーパー	860	865	5	0.58%	1	849		16	101.9%	1,660
4	山口(C)	百貨店, 総合スーパー	852	859	7	0.82%	0	829		30	103.6%	2,900
5	和歌山(C)	百貨店, 総合スーパー	850	851	1	0.12%	1	831		20	102.4%	1,650
6	福井(C)	百貨店, 総合スーパー	810	840	◎ 30	◎ 3.70%	1	830		10	101.2%	1,840
7	岩手(D)	百貨店, 総合スーパー	800	800	★ 0	★ 0.00%	3	793				
8	熊本(D)	百貨店, 総合スーパー	792	796	4	0.51%	3	793		3	100.4%	4,530
9	島根(D)	百貨店, 総合スーパー	750	750			2	792	○			
10	鹿児島(D)	百貨店, 総合スーパー	693	693			3	793	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未満」も当該算定には含めず

令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(自動車小売)

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:912円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未満	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	自動車小売業	965	965	★ 0	★ 0.00%	0	964				
2	埼玉(A)	自動車小売業	957	962	5	0.52%	2	928		34	103.7%	16,580
3	愛知(A)	自動車(新車)小売業	941	943	2	0.21%	1	927		16	101.7%	19,090
4	福岡(C)	自動車(新車)小売業	940	941	● 1	● 0.11%	1	842		99	111.8%	9,600
5	千葉(A)	自動車(新車)小売業	922	922			2	925	○			
6	新潟(C)	自動車小売業	919	920	● 1	● 0.11%	1	831		89	110.7%	6,140
7	広島(B)	自動車小売業	912	913	● 1	● 0.11%	0	871		42	104.8%	11,050
8	京都(B)	自動車(新車)小売業	911	911	★ 0	★ 0.00%	0	909				
9	兵庫(B)	自動車小売業	901	901	★ 0	★ 0.00%	1	900				
10	宮城(C)	自動車小売業	890	891	● 1	● 0.11%	1	825		66	108.0%	8,320
11	奈良(C)	自動車小売業	884	885	● 1	● 0.11%	1	838		47	105.6%	3,330
12	島根(D)	自動車(新車)小売業	865	872	◎ 7	◎ 0.81%	2	792		80	110.1%	2,130
13	福島(D)	自動車小売業	867	868	● 1	● 0.12%	2	800		68	108.5%	5,870
14	青森(D)	自動車小売業	861	864	3	0.35%	3	793		71	109.0%	4,580
15	秋田(D)	自動車(新車)小売業	861	864	3	0.35%	2	792		72	109.1%	2,230
16	岩手(D)	自動車小売業	861	863	2	0.23%	3	793		70	108.8%	5,160
17	大分(D)	自動車(新車)小売業	844	848	4	0.47%	2	792		56	107.1%	2,560
18	鹿児島(D)	自動車(新車)小売業	844	847	3	0.36%	3	793		54	106.8%	3,460
19	神奈川(A)	自動車小売業	842	842			1	1012	○			
20	宮崎(D)	自動車(新車)小売業	828	832	4	0.48%	3	793		39	104.9%	2,750
21	沖縄(D)	自動車(新車)小売業	770	770			2	792	○			
22	富山(B)	自動車(新車)小売業	769	769			1	849	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未満」も当該算定には含めず



## Press Release

令和3年8月13日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 大塚 弘満

主任中央賃金指導官 小城 英樹

指導係長 片山 豪

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

報道関係者 各位

### 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から28円引上げの930円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

#### 【令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ（引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は930円（昨年度902円）
- ・全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,041円）に対する最低額（820円）の比率は、78.8%（昨年度は78.2%。なお、この比率は7年連続の改善）

（別紙）令和3年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

## 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 ( 861 )	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 ( 825 )	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 ( 800 )	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 ( 851 )	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 ( 854 )	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 ( 837 )	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 ( 928 )	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 ( 925 )	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 ( 1013 )	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 ( 1012 )	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 ( 833 )	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 ( 830 )	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 ( 852 )	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 ( 885 )	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 ( 927 )	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 ( 874 )	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 ( 868 )	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 ( 909 )	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 ( 964 )	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 ( 900 )	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 ( 792 )	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 ( 834 )	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 ( 871 )	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 ( 829 )	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 ( 796 )	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 ( 820 )	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 ( 842 )	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 ( 902 )	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額